

パブリックコメントによる意見【2名10件】への対応案

ページ	項目	御提言, 御意見の要旨	県の考え方
21,22 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 1 地域社会への基本理念の啓発	第2期計画においても, 相変わらず抽象的な「意識」改革を謳う部分が多いところに, 従来からの問題点・限界を引き摺っているようにみえる。もとより理解と興味のある人しか参加しない啓発シンポジウムを重ねても, 大きな変化は望めない。具体的な問題を発見して, 地域としてそれに取り組むための対応策を具体的に模索した方が, 長い目で見て, より説得的で受け入れられやすいように思う。	第1期計画の下での多文化共生の理念の浸透は十分とはいえなかったことから, 今後は, 地域, 学校, 職場などで様々な機会をとらえて理念の普及に努めることとし, 啓発シンポジウムについても, 実施方法を工夫しながら継続していきます。また, 地域での多文化共生の意識づくりにおいては, 御意見のとおり, 課題をとらえ, 具体的な対応策を検討していくということも必要であると認識しています。
25,26 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 3 情報面からの生活の安全・安心の確保	多言語による保育園や児童館等の施設案内や新生児訪問等での広報活動, 新米パパママ向けの児童館ツアー, 児童館に通訳を配置する日を確保する等, 外国人が気軽に立ち寄れる環境づくりを行ってほしい。	外国人県民が利用する公共施設について, 特に子育てなど生活に関わる分野での情報の多言語化や, 通訳活用に関する取組を推進していきます。
25,26 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 3 情報面からの生活の安全・安心の確保	単なる翻訳ではなく, 行政サービス(例: 出産育児一時金, 児童手当, 乳幼児医療費助成)や制度の背景まで説明する文言を添えることが望ましい。	多言語資料の作成に当たっては, 日本社会の慣習を踏まえた分かりやすい解説を加えるなどの工夫を行っていきます。
25,26 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 3 情報面からの生活の安全・安心の確保	多言語による情報提供を行っても「情報が得られない」という意見がある一方で, 積極的に情報収集を行い, 地域住民との交流や日本での生活を満喫している外国人もいる。この情報格差や行動格差はどこから来るものなのか, 分析のための聴き取り調査が必要であると思う。	これまでも外国人県民アンケート調査により外国人の方の意識についての把握に努めてきましたが, 今後も関係機関(大学等)の協力を得ながら, 調査実施の検討を行っていきます。
27,28 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 4 地域社会への適用力向上	託児付きの日本語教室がないため, 公立の保育園で日本語教室を開催してはどうか。親が日本語を勉強している間, 子どもを保育園に預けられるようにするとよいのではないかと。	いただいた御意見を踏まえ, 子育て中の受講者の利便向上を図り, 受講しやすい環境づくりを推進していきます。
27,28 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 4 地域社会への適用力向上	日本語教室を増やす目標を掲げることは理解できるが, それ以前に, 当事者および多文化家族の構成員の他, 地域社会と企業に, 日本語学習の重要性を理解してもらわないと, 日本語教室を開いても受講者が集まらないというより根本的な問題は解決されない。	日本語学習を行う上では, 本人の日本語学習の重要性の認識はもちろん, 家族や地域の理解・協力が不可欠であると認識しています。市町村や支援団体と協力しながら, 日本語学習の重要性についての理解・協力を深めるような機会をつくるとともに, 学習のための環境整備を推進していきます。

29,30 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 5 家庭生活の質の向上	日常の困りごとを相談できる公的機関を知らない外国人が多い。また、既存の機関であっても外国人特有の問題（ビザ等）に明るいスタッフがいるとは限らず、つなぐべき機関につなげないことが懸念される。多文化共生に理解のある県民としての多文化共生ソーシャルワーカー（仮称）の育成を行ってはどうか。	県では日常の困りごとを相談する機関として、「みやぎ外国人相談センター」を県国際化協会に設置しており、広報誌、ラジオ、HP等によるセンターの周知を行っています。また、外国人特有の問題を解決するため専門機関との連携を図るとともに、相談対応者の知識・技能向上のための研修を行っており、今後も相談内容に的確に対応できるよう体制を整備していくこととしています。
31,32 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 6 能力発揮の促進	外国人の雇用促進と地域経済の活性化への配慮は、それ自体は評価できるが、外国人労働者の急激な増加を期待することは、捕らぬたぬきの皮算用のような気がする。それ以前に、第1回計画を制定した時に行われた外国人県民へのアンケートでは、例えば留学生のアルバイトと思われるような場面で外国人であることを理由に日本人より安い賃金を支払われることなどの不当な扱いを受けているという訴えが複数あった。このような現実が5年たった現在も続いているのであれば、雇用者への一般的な啓蒙活動を超えて、違法な行為への警告と、働く（アルバイトも含む）外国人に対し不当な待遇を受けた場合の救済方法の周知も必要なのではないか。	雇用に関する違法行為に対する指導等は労働局の所管となりますが、県においても、事業者向けの啓発の中で、雇用における遵守事項を確信的に示していくとともに、外国人県民に対する情報提供として、労働に関する相談先等も掲載することとしています。
36, 39 p	第5 計画推進のために 2 関係機関の役割 (1) 多文化共生の推進に向けた役割分担 3 推進体制の整備	外国人支援事業に携わっている団体（NPO、ボランティア、国際交流協会）の情報共有のための意見交換会の場を設定し、県における課題を共有し、信頼関係を結ぶ機会を作ってはどうか。	県では、行政と関係団体の情報共有を図るための「多文化共生社会推進連絡会議」を開催していますが、これを継続し、関係機関のネットワークの基盤を構築していきます。
37 p	第5 計画推進のために 2 関係機関の役割 (3) 地域におけるコーディネート的重要性	大学に対し、それぞれの専門分野（例として日本語教育・心理・異文化間コミュニケーション・法律）を生かして多文化共生事業に参画するなど、より開かれた大学づくりを促してはどうか。	大学における人材資源、研究資源を活用し、多文化共生社会の推進に関する取組をより効果的なものにするため、大学との連携・協働について検討していきます。

審議会委員修正意見への対応案

ページ	項目	修正意見	対応案
20 p	第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題 3 外国人県民を取り巻く現状と課題	現状と課題，施策の方向性，事業の取組方針を取りまとめた表 「施策の方向性」5段目 <u>外国人県民とその家族（多文化家族）</u> ※推進計画のコンセプトとして「多文化家族」が出てきているので，ここでも明示したほうがよい。	<u>外国人県民とその家族（多文化家族）の家庭生活の質の向上を促進する</u> と（多文化家族）を追記します。
26 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 3 情報面からの生活の安全・安心の確保	《取組に向けた主な役割分担》 宮城県の間 「通訳の活用を推進します」の表記部分について「いつ，どこで，誰が，何のために」の記述の追加が必要	御意見に基づき次のように修正します。 「保健福祉等の行政機関，医療機関等における通訳の活用を推進します。」
36 p	第5 計画推進のために 2 関係機関の役割(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担 ⑥教育機関の役割	国際理解教育や人権教育（学校），セミナーや研修（社会教育）による，多文化共生についての意識の向上，そして，多文化共生の推進を担う人材の育成（日本人，外国人）が必要と考える。このため，以下のような記述の追加が必要 「学校教育，社会教育においては，学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに， <u>多文化共生についての意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し，地域の関係機関とも連携して，取組の充実を図ります。</u> 」	現在の記述 「学校教育，社会教育においては，学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに，多文化共生の推進を担う人材の育成，地域の関係機関との連携等により，多文化共生推進のための取組の充実を図ります。」 を御意見のとおり次のように修正します。 「学校教育，社会教育においては，学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに， <u>多文化共生についての意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し，地域の関係機関とも連携して，取組の充実を図ります。</u> 」

審議会（第3回）での意見への対応案

ページ	項目	意見	対応案
6,7 p	第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題 1 これまでの主な取組	新たな計画策定に当たり、これまでの具体的な取組の検証が必要ではないか。	第1期計画の取組の検証は、評価指標により行っている。今後は、より効果的な取組となるよう実施主体である市町村等から意見を聴取し、結果を検証していきます。
21 p 等	第4 施策の方向性と事業の取組方針 評価指標	指標に関連する取組の検証を行い、改善していくことが大事である。	指標の管理だけでなく、関連する取組の結果を検証し、取組の改善につなげていきます。
21,22 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 1 地域社会への基本理念の啓発	子ども、若い世代から多文化共生の概念の啓発に力を入れてはどうか。	第2期計画において、小中学校の副読本の作成を行い、国際理解教育、人権教育のなかで多文化共生の啓発を行うこととしています。
27,28 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 4 地域社会への適応力向上	児童生徒への日本語指導では、コミュニケーションを取る上での日本語は比較的早く覚えるが、それ以上の日本語での学習指導を理解できるようなレベルにまで達することが重要である。	学校での指導を充実させるとともに、NPO等の協力により日本語学習を進めることとしています。
27,28 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 4 地域社会への適応力向上	日本語学習は外国人住民の一生の課題であると思うので、日本語講座に、初心者向け、中級者向け、働いている人向けなど多様性があるとよいと思う。	基礎的な日本語学習のみでなく、学習者のニーズに合わせた講座の実施について推進していきます。
31,32 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 6 能力発揮の促進	外国人のライフステージに合わせた、能力開発のための何らかの支援があるとよい。ただし、支援者の負担を軽減するための研修会や交流会、行政職員の研修会の実施が大事である。	地域での外国人のコミュニティリーダーの育成、就労支援に関する事業を行うとともに、行政職員、相談対応職員等の研修会を実施します。
31,32 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 6 能力発揮の促進	言語ごと、地域ごとの外国人の世話役を設置することで、地域との連携、情報共有、相談などの対応を行うことができるので、設置してはどうか。	外国人のコミュニティリーダーの育成と基本的な考え方は同じであることから、能力発揮の促進に関する事業の中で検討していきます。

市町村修正意見への対応案

ページ	項目	修正意見	対応案
1 p	第1 計画策定の考え方 2 計画策定の視点 (1)「住民政策」としての位置づけ	「多文化共生は地域に暮らす外国人県民を対象とする」とあるが、中間案において日本人を対象とした記載が既にある通り、多文化共生は日本人県民、外国人県民の双方を巻き込むものである。上記の記載では、単なる外国人支援と誤解される可能性があると思われる。	この項目において“多文化共生は地域に暮らす外国人県民を対象とする”と記載している趣旨を明確に反映できるように、次のとおり修正します。 地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」とともに、地域の国際化を進めるための柱とされています。この3つの中で、「国際交流」「国際協力」は海外の国・地域やそこに暮らす外国人が対象となるのに対し、「多文化共生」は地域に暮らす外国人住民が対象となるという特徴があります。多文化共生施策は、地域国際化の施策であるとともに住民施策の一環であるという視点を持って、計画を策定します。
24 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 2 外国人県民と地域住民との連携の推進	「施策の評価指標」において、「多文化共生に関する説明会等に参加した県民の数（のべ人数）」が挙げられているが、説明会とは何を指しているのか。	「説明会」は、町内会・自治会や民生委員などの地域のコミュニティの推進役に対して多文化共生について話をする機会（県の施策では「みやぎ出前講座」など）や、今後実施していくこととしている市町村の民生委員の研修会でのメニューとしての情報提供、概要説明など、行政の会議等ではなく一般県民を対象とした行事を指しています。
31,32 p	第4 施策の方向性と事業の取組方針 6 能力発揮の促進	<p>《取組に向けた主な役割分担》で、市町村：「地域内の事業者に対し、雇用促進に向けた啓発を行います」 宮城県：「雇用の促進に向けた事業者への啓発を行います」</p> <p>との記載について、具体的にはどのようなものをイメージされているのか。例えば県で啓発リーフレット等を作成し、市町村がツールとして使うというものか。</p> <p>また、「施策の評価指数」に記載されている「技能実習を除く外国人雇用者数」については本市では人数を把握していない。この数も例年照会のある指標評価実績報告において回答する必要が出てくるのか。</p>	<p>雇用促進の啓発の取組は、具体的には、貴市でイメージされているとおりです。</p> <p>評価指標の「技能実習を除く外国人雇用者数」については、厚生労働省が毎年10月1日現在で1人でも外国人を雇用している事業所に義務づけている届出の公表データ（外国人雇用状況の届出状況）を使用するため、市町村に対する照会は不要な指標です。</p>

38 p	<p>第5 計画推進のために</p> <p>2 関係機関の役割</p> <p>(4)多文化共生における役割分担とネットワークのイメージ図</p>	<p>多文化共生における役割分担とネットワークのイメージ図が、間違い探しの図のようにわかりにくく感じる。37ページで記載されている「現在よりも各機関の連携・協働の関係が強くなっています」とは、図において「連携・協働」のラインが太くなっているということか？そうであれば H25 と H30 の線の太さを極端にするなど、もう少し違いをつけてほしい。また、「将来的に目指す形」で MIA の説明が異なっていることについても気づきにくいので、文字の色を変えるか下線を引くなどの強調があった方が良くはないだろうか。</p>	<p>御意見に基づき修正します。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

庁内修正意見への対応案

ページ	項目	修正意見	対応案
27 p	<p>第4 施策の方向性と事業の取組方針</p> <p>4 地域社会への適応力向上「《具体的な取組内容》外国人児童・生徒の日本語教育推進</p>	<p>「児童・生徒の保護者への支援についても配慮し、関係機関と連携の上対応します。」の部分は、保護者への支援についての記載なので、当該表中の上の項「日本語講座の充実」への記載が適切ではないか。</p>	<p>学校における取組の記載箇所であるので、主旨が伝わるように次のように修正します。</p> <p>(本文)</p> <p><u>学校においては</u>、外国人児童・生徒の日本語教育について個人の状況に応じた適切な日本語学習指導を行うとともに、保護者に対する<u>生活や教育に関する相談対応等</u>の支援についても配慮します。</p> <p>《具体的な取組内容》</p> <p><u>学校における</u>外国人児童・生徒の日本語教育推進</p> <p>*外国人児童・生徒の保護者に対する支援（生活や教育に関する相談対応等）についても配慮し、関係機関との連携の上対応します。</p>
31 p	<p>第4 施策の方向性と事業の取組方針</p> <p>6 能力発揮の促進</p> <p>《具体的な取組内容》行政への住民参画の機会等での人材活用の推進</p>	<p>「県、市町村が施策における住民参画（パブリックインボルブメント）の機会を設ける際や、地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際に、外国人県民の人材活用を推進します。」等の表現について、“外国人だから参画させる”というような誤解が生じる可能性があるかどうかについて検討する必要がある。</p>	<p>記載の趣旨は、“外国人だから参画させる”ということではなく、属性として少数派となる外国人であることを理由として候補から外すのではなく、外国人でも日本人と同じようにひとりの地域住民としてその能力を判断し、住民参画してもらうという趣旨ですが、趣旨を理解していただくため、次のように修正します。</p> <p>《具体的な取組内容》</p> <p>*県、市町村が施策における住民参画（パブリックインボルブメント）の機会を設ける際や、地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際に、外国人県民も日本人と同様に<u>地域住民の一員であること踏まえ</u>、人材活用を推進します。</p>